

世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十七号

世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「行革担当参事」を削り、同表教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 室長」に改め、同表備考中「及び行革担当参事により構成される機関」を削る。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。